

美浦村高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

令和3年美浦村告示第11号

令和3年1月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年増加傾向にある高齢者の交通事故を減少させるため、運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を支援する美浦村高齢者運転免許自主返納支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条に規定する運転免許であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを申請し、運転免許を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本村の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 平成25年4月1日以降に運転免許を自主返納した者
- (3) 自主返納をしたときに満年齢65歳以上の者
- (4) 村税を完納している者

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次の各号に掲げる支援を1回限り支給するものとする。

- (1) 美浦村デマンドタクシー登録料
- (2) 美浦村デマンドタクシー利用券 6,000円分

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、美浦村高齢者運転免許自主返納支援事業申請書(様式第1号)に運転免許取消通知書の写しを添えて村長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第6条 村長は、前条の申請があつたときは、必要な事項を確認のうえ、支援の可否を決定し、美浦村高齢者運転免許自主返納支援事業決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。